

中央自動車工業 人権方針

1. 人権尊重へのコミットメント

中央自動車工業は、『世界のネットワークを通じて環境にやさしく、安全と豊かなカーライフの創造』の実現にむけて、商品・サービスに対する誇りと『インテグリティと感謝』の気持ちを常に持ち、社会に貢献する企業です。『未来のモビリティ社会における最良のパートナー』を実現するうえで、人権尊重を経営において取り組むべき重要課題と認識するとともに、事業活動の全てにおいて、人権尊重の責任を果たす努力をすることを誓うものであり、取締役会にて中央自動車工業 人権方針(以下、本方針という)を決議しています。

2. 尊重する人権

中央自動車工業は、国際的な人権基準として、『世界人権宣言』、『労働における基本原則および権利に関する宣言(国際労働機関(ILO))』、『ビジネスと人権に関する指導原則』を尊重します。本方針は、全ての活動の指針である『コンプライアンス行動指針』の上位方針として、企業活動における基盤となるものです。

3. 適用範囲

本方針は、中央自動車工業のすべての従業員および役員に適用されます。さらに、当社のお客さま、ビジネスパートナーに対しても人権尊重を働き掛けていくとともに、お客さま、ビジネスパートナーが人権を尊重していない場合は、適切に対処するように努めます。

4. 人権デューデリジェンス

中央自動車工業は、専門家の知識を活用しながら、従業員、ビジネスパートナー等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に行い、適切な人権デューデリジェンスに努めます。

5. 役職員の人権

中央自動車工業は、全役職員の尊厳と基本的人権を尊重し行動します。全役職員が安全で働きやすい職場を責任をもって提供することを最優先に考えます。法令に従い、適正な賃金の支払いと労働時間の管理を行い、結社の自由と団体交渉をはじめとする労働基本権を尊重します。中央自動車工業では、人種、国籍、信条、宗教、障害、門地、性別、性的指向、年齢、健康状態等による差別やセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為、強制労働や児童労働等の人権侵害を容認せず、役職員にその遵守を徹底します。

6. お客さまの人権

中央自動車工業は、お客さまに対しても、人権を尊重し、侵害しないことを求めています。また、提供する商品やサービスが、人権侵害の発生と直接的に結びついている場合は、適切に対処することで人権尊重の推進に努めます。

7. ビジネスパートナーへの人権配慮の要請

中央自動車工業は、ビジネスパートナーに対して、人権を尊重し、侵害しないことを求めています。ビジネスパートナーにおいて、人権への負の影響が引き起こされている場合は、適切に対処することで人権尊重の推進に努めます。

8. 救済措置等

従業員、ビジネスパートナー、地域住民などに対して、企業内通報窓口・相談窓口を設置しており、人権に対して負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合には、適切に対処することで、その救済に努めます。

9. ガバナンス・管理体制

中央自動車工業は、人権に関するリスクの把握に努めるとともに、人権に関する取組を、リスクマネジメント委員会において定期的に審議します。

10. 教育・研修

中央自動車工業は、行動規範となる『コンプライアンス行動指針』とともに、本方針をすべての事業活動に浸透させ役職員に対して定期的に確認していき、必要な教育・研修を実施していきます。

取締役会決議2026年2月27日

中央自動車工業株式会社

代表取締役社長

坂田 信一郎